令和4年2月2日 烏山総合支所 危機管理部

オウム真理教問題対策(状況)について

1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム烏山(南烏山6-30-19)に「ひかりの輪」信者 5名程度が居住している模様である。

2 四者会議の開催結果

公安調査庁の呼びかけにより、令和3年12月7日(火)に住民協議会、成城警察署及び 世田谷区の四者計13名で、アレフやひかりの輪等に関する情報交換・共有を行った。

3 オウム真理教問題講演会の開催結果

日 時 令和3年12月14日(火)午後3時45分~5時

場 所 砧区民会館ホール

演 題 「オウム真理教問題を風化させない」

講 師 公安調査庁職員

参加者数 126名

4 オウム真理教対策関係市区町連絡会の要請行動

日 時 令和3年12月22日(水)午後5時15分~

要 請 先 法務大臣、公安調査庁長官

要請内容 別紙1及び別紙2のとおり

参加者 足立区長をはじめ、市区長連絡会の自治体担当者及び足立区、世田谷区、滋賀県甲賀市の住民協議会代表、国会議員や都議会議員など41名

要請書

オウム真理教 (アレフ、ひかりの輪、山田らの集団) 対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」 (以下「団体規制法」という。) に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察 処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合(借受を含む)には、いかなる名 義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。 また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可と する処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方 公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に 開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を 報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求 を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが 行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発 展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

法務大臣 古川禎久様

オウム真理教対策関係市区町連絡会 会長(足立区長) 近藤 やよ い

要請書

オウム真理教 (アレフ、ひかりの輪、山田らの集団) 対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」 (以下「団体規制法」という。) に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察 処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合(借受を含む)には、いかなる名 義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。 また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可と する処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方 公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に 開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を 報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求 を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが 行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発 展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

公安調查庁長官 和田雅樹様

オウム真理教対策関係市区町連絡会 会長(足立区長) 近藤 やよ い

はかけ離れた活動に終始しております。

2 拝察申し上げます。

当協議会としましても、

皆様方にはコロナ禍で大変厳しい2年間であったと

けましておめでとうございます。

新 年 , の ۳, 挨拶

<u></u>

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬

行

7 - 1 IJ

す。資産は平成31年

-月時点で12億9千

和3年1月に東京高

裁で結審しており

決を出しており、

令

の支払いを命じる判 地裁は10億3千万円

態の報告がなされて 産を隠す時間稼ぎを 金を逃れるために資 れは被害者への賠償 いませんでした。こ しているとしか思え

来ました。

輪を認めたわけではないとのアピールです。

確かに活動は出来ていないが、

決してひか

ひかりの輪が入居している建物の郵便受けに投函して

公安調査庁など11名が見守る中、

下記の抗議文を

しない訳にはいきません。

よう。

協議会もひかりの輪に対して何のアピールも

昨年12月10日、

当協議会の4名と世田谷区、

成城警

題になるようです。

福岡にあったひかりの輪施設を昨

維持していけなくなったので

閉鎖したようです。

て収益を得るわけで、活動できないという事は死活問

思います。コロナ禍の活動は協議会にとっては困った

、という事態ですが、ひかりの輪にすれば活動によっ

・山田らの集団)も同じように活動できずにいたと

縮小した形になりました。当協議会も活動に苦慮い

リサイクルバザーの中止、協議会ニュースの発行

ロナ禍とは言え、デモ・学習会が出来なかったこ

たしましたが、

オウム真理教

(現、

アレフ・ひかりの

烏山地域 オウム真理教対策 住民協議会

いた中、 和3年10月25日、

がアレフを提訴。平成31年4月に東京 償金の残額38億2千万円を引き受ける われなかったことから平成30年2月 ことに合意したが、 成12年にオウム事件の被害者らへの賠 オウム真理教犯罪被害者支援機構_ これには伏線があって、 その一 アレフは平 部が支払

発防止処分を公安審査委員会に請求し たとの報道がありました。 の要請にも半年以上応じ 毎の活動実態報告が再三 ないという事態が続いて レフの方です 公安調査庁は再 3か月 が、 令 は、 した。

期待しております はますますの素早い対応で、この一年 が安全で安心して過ごせるよう大いに 誠実な動きに公安調査庁が黙認すると いまだに麻原を崇めるアレフなら、 たと開き直っている訳で、 す事によって、 部分を記入しない不備な活動報告を出 れ位の事はするだろう。このような不)戦術で逃れようとしているのです 到底思われない訳です。 一部不備な報告でも報告を出し

ません。

防止処分を申請するも、 公安調査庁は公安審査委員会に再発

処分請求は撤回されま アレフは資産 小出しの牛 法務省に そ 11- 40 il of il

抗 議 文

5億5千万円と半分

和3年1月末では約

力円だったのが、

令

以下になっており

す。その後、

活動実

2019年から始まったコロナウイルス感染対策で、住民協議会の抗 議デモ活動も2年に亘って滞っている。抗議デモの参加者がウイルス感 染してしまっては、身も蓋もないと考えてのことである。ウイルス感染 の危険性は、我々だけではなく、オウム信者も同様のリスクを負う状況 であり、我々が動けないという事は、オウム信者も動けないことである。

我々は確かに抗議デモなどが出来ない状況だが、だからといってオウ ム真理教を認めている訳ではない。時間の経過は過去の犯罪も追いやろ うとするが、オウム真理教が起こした無差別大量殺人の地下鉄サリン事 件を忘れる事はない。

最近、頻繁に上祐自ら買い物に出て来ているが、まるで地域に自分は 認められているなどと思っているとしたら、お門違いも甚だしい。誰が オウム真理教の元代表を、地域の中に迎えると言うのだ。帽子をかぶり マスクをしていたら、上祐だと単純に気が付かないだけなのだ。

ひかりの輪もネット環境で活動をしているらしいが、やはり効果は薄 い。たまたま上手く行くことがあってもそれほど甘くはない。確実に落 ち込んで行く。

今からでも遅くはない。親元に帰って生活を立て直せばいい。もう-度やり直したいのなら、いくらでも相談に乗る準備はある。上祐が決断 すれば他の信者もその気になる。他の人間を地獄の底まで引っ張ってい くことはないだろう。決断が遅くなればなるほど、社会復帰は難しくな る。早く解散して撤退し、自由にしてやればいい。

このまま居続けて活動をするというのであれば、今後も我々は解散・ 解体するまでオウム真理教と粘り強く闘うことを宣言する。

令和3年12月10日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会 会長古馬一行



世田谷区主催講演会 「オウム真理教問題を風化させない」

世田谷区では、令和3年12月14日 砧区民会館(成城ホール)にて、講師 に公安調査庁職員を迎え、「オウム真理 教問題を風化させない」をテーマとした 「オウム真理教問題講演会」を開催しま した。

地下鉄サリン事件などのオウム真理教 が引き起こした一連の凶悪事件から26 年が経過し、事件を知らない世代も増え ており、事件の風化が懸念されているこ

とから、今回は若い世代の世田谷区職員 を対象として87名の参加を得て、あら ためてオウム真理教の沿革や現状などに ついて見識を深めました。

「オウム真理教問題講演会」は、平成 15年から実施しており、今回で19回目 となりました。開催目的として、①地下 鉄サリン事件をはじめ、オウム真理教関 連事件の風化を防ぐこと、②オウム真理

点を持ち現在も活動していること、③周 辺住民が協議会を結成し、抗議活動を 行っていることなど、オウム真理教問題 が区民の安全安心を取り戻すうえで、烏 山地域だけの課題ではなく、区の重要課 題であることを再認識するために継続し てきたものです。

世田谷区は今後も地域住民の方々と 一体となって抜本的な問題解決を目指 教後継団体(ひかりの輪)が区内に拠 │ してまいります。(世田谷区危機管理部)

公安調査庁長官に要請

令和3年12月22日、夕方5時、オ ウム真理教対策に取り組む関係市区町 の連絡会がそろって霞が関にある合同 庁舎六号館に集まりました。

集まったのは東京都足立区長近藤やよ い氏をはじめ、世田谷区、足立区、杉並 区、荒川区、埼玉県草加市、越谷市、八 潮市、千葉県松戸市、北海道札幌市、石 川県金沢市、滋賀県甲賀市、大阪府大 阪市、東大阪市の行政機関の危機管理な どの担当部署関係者、世田谷区、足立区、 滋賀県甲賀市の住民協議会関係者、そし て国会議員、都議会議員、足立区議会

41 名です。

今回は、古川禎久法務 大臣、和田雅樹公安調 査庁長官に要請書を手 渡しました。オウム真 理教(現、アレフ、ひか りの輪、山田らの集団) が今も続けている活動 の停止、そして解散へ 向けた法整備や、適切 な措置を講ずることを 要請しました。また例

年の内容に加えて、新たに2つの要請 をしました。オウム関連団体が報告を

> 怠った場合の速やか な処分請求と、麻原 彰晃こと松本智津夫 元死刑囚の遺骨をめ ぐる動きが社会不安 に発展しないよう要 請しました。

別々に行われた法 務大臣や公安調査庁 長官との懇談で、近 藤足立区長は、住民 の不安などについて 切実な思いを伝えま

地域オウム真理教対策住民協議会会長 からは、現状の監視活動に関する意見 と、さらなる調査、そして、調査状況 や内容の開示などを求める強い要請も 出されました。

烏山地域だけでなく、オウム真理教 関連施設が確認されている25の市区 町はお互いに連携して情報共有をして いますが、情報も少ないことから、こ れ以上、地域住民の不安や脅威を感じ ることがないようにして欲しいとい う、切実な願いを伝えました。法務大 臣、公安調査庁長官からはそれぞれ「い ただいた要請書は、法に照らして適宜、 適切に検討しながら向き合っていきた した。古馬一行烏山 | い。」との返答を得ました。



▲要請書を近藤足立区長(中央)から古川法務大臣に手渡す

リサイクルバザ・ 中止のお知らせ

4月に開催を予定しておりましたリサイクルバザー ですが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため中止 することにいたしました。

新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束と皆さ まのご健康を祈念申し上げます。また開催できる運び となりましたら改めてお知らせ致します。

協議会ホームページアドレス http://www.kyogikai.jp

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。